

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

神奈川地方最低賃金審議会は、令和6年度の神奈川県最低賃金について、50円引き上げて時給1,162円に改定するよう神奈川労働局長に答申した。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額である。

しかし、時給1,162円では、月に150時間働いても月収は174,300円であり、そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費など最低限の支払いは一層厳しくなり、その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっている。

よって、本市議会は、最低賃金を抜本的に引き上げること及び中小企業支援策の拡充を実現するよう国に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月24日

大和市議会